

平成 28 年 第 1 回

組合議会議案定例会議案

紀南環境広域施設組合

平成28年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

1 定議案第1号	土地の取得について	1
1 定議案第2号	平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）	4
1 定議案第3号	平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計予算	9
1 定議案第4号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	24
1 定議案第5号	和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について	27

1 定議案第 1 号

土地の取得について

広域廃棄物最終処分場整備事業用地（一部）として、次のとおり土地を取得することについて、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 23 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

- | | |
|----------|--|
| 1 場 所 | 田辺市稲成町字別庄 2687 番ほか 56 筆 |
| 2 面 積 | 100,549.62 平方メートル |
| 3 取得予定価格 | 282,033,176 円 |
| 4 取得の相手方 | 田辺市高雄三丁目 3 番 36 号
山 際 紳 一ほか 39 人及び 1 法人 |

所在地	面積 (㎡)	予定価格 (円)
田辺市稲成町字別庄2687番	642.10	963,150
田辺市稲成町字別庄2689番	6,871.48	11,131,797
田辺市稲成町字別庄2693番	75.56	113,340
田辺市稲成町字別庄2695番	311.02	466,530
田辺市稲成町字別庄2699番	95.09	142,635
田辺市稲成町字別庄2700番	76.95	115,425
田辺市稲成町字別庄2705番1	3,361.50	5,042,250
田辺市稲成町字別庄2705番2	56.64	28,320
田辺市稲成町字天王原2669番	380.91	3,237,735
田辺市稲成町字天王原2670番	492.51	6,402,630
田辺市稲成町字天王原2671番1	127.37	191,055
田辺市稲成町字天王原2671番2	112.22	56,110
田辺市稲成町字天王原2674番1	361.71	542,565
田辺市稲成町字天王原2674番2	85.30	42,650
田辺市稲成町字天王原2674番3	18.93	28,395
田辺市稲成町字天王原2677番1	916.30	1,374,450
田辺市稲成町字天王原2677番2	375.14	562,710
田辺市稲成町字天王原2677番3	73.10	36,550
田辺市稲成町字天王原2677番4	83.45	41,725
田辺市稲成町字天王原2677番5	96.28	144,420
田辺市稲成町字天王原2677番6	82.69	124,035
田辺市稲成町字天王原2678番1	150.35	225,525
田辺市稲成町字天王原2678番2	12.49	6,245
田辺市稲成町字天王原2678番3	18.85	28,275
田辺市稲成町字天王原2679番1	2,298.98	3,448,470
田辺市稲成町字天王原2679番2	25.48	38,220
田辺市稲成町字天王原2679番3	82.22	41,110
田辺市稲成町字天王原2681番2	35,622.70	103,455,387
田辺市稲成町字天王原2681番3	61.31	30,653

所在地	面積(m ²)	予定価格(円)
田辺市稲成町字天王原2681番4	30.19	45,280
田辺市稲成町字天王原2681番5	164.24	246,360
田辺市稲成町字天王原2681番6	19.79	29,680
田辺市稲成町字天王原2681番7	218.47	327,707
田辺市稲成町字天王原2682番1	2,292.56	5,371,927
田辺市稲成町字天王原2682番10	999.75	1,499,625
田辺市稲成町字天王原2682番13	1,045.70	1,568,550
田辺市稲成町字天王原2682番14	1,534.58	2,301,870
田辺市稲成町字天王原2682番16	3,668.78	5,503,170
田辺市稲成町字天王原2682番18	1,709.00	2,563,500
田辺市稲成町字天王原2682番19	2,202.42	3,303,630
田辺市稲成町字天王原2682番2	7,270.85	38,171,962
田辺市稲成町字天王原2682番24	36.38	18,190
田辺市稲成町字天王原2682番25	326.88	490,320
田辺市稲成町字天王原2682番26	119.86	59,930
田辺市稲成町字天王原2682番27	41.90	20,950
田辺市稲成町字天王原2682番28	452.31	678,465
田辺市稲成町字天王原2682番29	4,335.24	22,760,010
田辺市稲成町字天王原2682番3	7,574.17	37,870,850
田辺市稲成町字天王原2682番30	563.44	281,720
田辺市稲成町字天王原2682番31	127.88	63,940
田辺市稲成町字天王原2682番32	119.93	59,965
田辺市稲成町字天王原2682番35	23.05	11,525
田辺市稲成町字天王原2682番6	3,084.56	6,145,590
田辺市稲成町字天王原2682番7	2,478.73	3,718,095
田辺市稲成町字天王原2682番8	2,561.18	3,841,770
田辺市稲成町字天王原2682番9	3,349.91	5,024,865
田辺市元町字東松原2291番14	1,229.24	1,991,368
合 計	100,549.62	282,033,176

1 定議案第 2 号

平成 27 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 314,271 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 731,328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 22 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		879,928	-298,558	581,370
	1 負担金	879,928	-298,558	581,370
2 県支出金		144,133	-7,857	136,276
	1 県補助金	144,133	-7,857	136,276
4 繰入金		21,416	-7,856	13,560
	1 基金繰入金	21,416	-7,856	13,560
歳 入 合 計		1,045,599	-314,271	731,328

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,030,370	-314,271	716,099
	1 清掃費	1,030,370	-314,271	716,099
歳 出 合 計		1,045,599	-314,271	731,328

1. 歳入

1 款 分担金及び負担金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 負担金	補正前の額 879,928 補正額 -298,558 計 581,370	2 衛生費負担金	-298,558	田辺市 新宮市 みなべ町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
計	補正前の額 879,928 補正額 -298,558 計 581,370			

2 款 県支出金

1 項 県補助金

(単位 千円)

目	予算額	節		説明
		区分	金額	
1 衛生費県補助金	補正前の額 144,133 補正額 -7,857 計 136,276	1 清掃費補助金	-7,857	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	補正前の額 144,133 補正額 -7,857 計 136,276			

1. 歳入

4 款 繰入金		1 項 基金繰入金		(単位 千円)	
目	予算額	節		説明	
		区分	金額		
1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	補正前の額 21,416 補正額 -7,856 計 13,560	1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	-7,856	廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	
計	補正前の額 21,416 補正額 -7,856 計 13,560				

2. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	補正額の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 広域最終処分場整備事業費	補正前の額 1,030,370	国県支出金 -7,857	17 公有財産購入費	-265,817	用地購入費 樹木補償費
	補正額 -314,271	地方債 0	22 補償補填及び賠償金	-48,454	
	計 716,099	その他 -7,856			
		一般財源 -298,558			
計	補正前の額 1,030,370	国県支出金 -7,857			
	補正額 -314,271	地方債 0			
	計 716,099	その他 -7,856			
		一般財源 -298,558			

1 定議案第 3 号

平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

平成 28 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 327,170 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 22 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		313,656
	1 負担金	313,656
2 県支出金		6,574
	1 県補助金	6,574
3 財産収入		362
	1 財産運用収入	362
4 繰入金		6,577
	1 基金繰入金	6,577
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		327,170

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		613
	1 議会費	613
2 総務費		22,645
	1 総務管理費	22,645
3 衛生費		302,912
	1 清掃費	302,912
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		327,170

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入) (単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	313,656	879,928	-	566,272
2 県支出金	6,574	42,831	-	36,257
3 財産収入	362	114		248
4 繰入金	6,577	0		6,577
5 諸収入	1	0		1
歳入合計	327,170	922,873	-	595,703

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		その他	
				国県支出金	地方債		一般財源
1 議会費	613	540	73	6	0	7	600
2 総務費	22,645	13,689	8,956	83	0	85	22,477
3 衛生費	302,912	907,644	-604,732	6,485	0	6,848	289,579
4 予備費	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000
歳出合計	327,170	922,873	-595,703	6,574	0	6,940	313,656

(単位 千円)

(歳出)

2. 歳入

1 款 分担金及び負担金		1 項 負担金		説 明	(単位 千円)
		区 分	金 額		
1 負担金	本年度	313,656	24,077	田辺市	10,407
	前年度	879,928		新宮市	3,239
比 較	-566,272	みなべ町		772	
			白浜町	3,425	
			上富田町	2,024	
			すさみ町	605	
			那智勝浦町	1,346	
			太地町	329	
			古座川町	224	
			串本町	1,706	
			田辺市	130,228	
			新宮市	39,485	
			みなべ町	8,246	
			白浜町	41,837	
			上富田町	24,106	
			すさみ町	6,136	
			那智勝浦町	15,512	
			太地町	2,643	
			古座川町	1,311	
			串本町	20,075	
計	本年度	313,656	289,579	田辺市	130,228
	前年度	879,928		新宮市	39,485
	比 較	-566,272		みなべ町	8,246
			白浜町	41,837	
			上富田町	24,106	
			すさみ町	6,136	
			那智勝浦町	15,512	
			太地町	2,643	
			古座川町	1,311	
			串本町	20,075	

2. 歳入

2 款 県支出金	1 項 県補助金		予算額		説明
	区	分	金額	金額	
1 衛生費県補助金	1 清掃費補助金		6,574 42,831 -36,257 本年度 前年度 比較	6,574 42,831 -36,257 本年度 前年度 比較	6,574 廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計			6,574 42,831 -36,257 本年度 前年度 比較	6,574 42,831 -36,257 本年度 前年度 比較	

(単位 千円)

3 款 財産収入	1 項 財産運用収入		予算額		説明
	区	分	金額	金額	
1 利子及び配当金	1 利子及び配当金		362 114 248 本年度 前年度 比較	362 114 248 本年度 前年度 比較	114 248 施設整備事業基金積立金利子 廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金利子
計			362 114 248 本年度 前年度 比較	362 114 248 本年度 前年度 比較	

(単位 千円)

4 款 繰入金	1 項 基金繰入金		予算額		説明
	区	分	金額	金額	
1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金	1 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金		6,577 0 6,577 本年度 前年度 比較	6,577 0 6,577 本年度 前年度 比較	6,577 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金

(単位 千円)

2. 歳入

4 款 繰入金	1 項 基金繰入金		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		区 分	金 額	
	計		6,577 0 比 較			

(単位 千円)

5 款 諸収入	1 項 雑入		予 算 額	節		説 明
	目	区 分		区 分	金 額	
1 雑入		1 雑入	1 0 比 較		1	雇用保険料自己負担分
	計		1 0 比 較			

(単位 千円)

3. 歳出

1 款 議会費

(単位 千円)

1 項 議会費

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明			
			区分	金額				
1 議会費	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源 600	1 報酬	243	議長報酬 副議長報酬 議員報酬 216			
			4 共済費	33	総合事務組合負担金 (非常勤職員公務災害補償分)			
			9 旅費	205	費用弁償			
			10 交際費	70	交際費			
			11 需用費	10	消耗品費			
			12 役務費	52	通信費			
			計	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源 600			

2 款 総務費

(単位 千円)

1 項 総務管理費

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 一般管理費	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源 22,477	1 報酬	243	監査委員報酬 (2人) 管理者報酬 (1人) 副管理者報酬 (9人) 135
			2 給料	8,930	一般職給 (2人)
			3 職員手当等	4,909	扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 450 52 318 360 2,123 1,306

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
					児童手当 300
			4 共済費	3,221	公務災害補償基金負担金 46 総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 5 市町村職員共済組合負担金 3,170
			7 賃金	1,900	臨時職員賃金
			9 旅費	33	費用弁償 6 普通旅費 27
			10 交際費	70	交際費
			11 需用費	550	消耗品費 180 車両修繕料 120 車両燃料費 250
			12 役務費	505	通信費 230 車両保険料 43 車検手数料 150 口座振替等手数料 80 健康検査手数料 2
			13 委託料	91	警備保障管理委託料
			14 使用料及び賃借料	2,164	複写機借料 683 事務所借料 1,309 通行料 43 電話機借料 129
			19 負担金補助及び交付金	29	西牟婁郡公平委員会負担金
計	本年度 22,645 前年度 13,689 比較 8,956	国県支出金 83 地方債 0 その他 85 一般財源 22,477			

3. 歳出

3 款 衛生費

1 項 清掃費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明			
			区分	金額				
1 広域最終処分場整備事業費	302,912 907,644 -604,732 本年度 前年度 比較	6,485 0 6,848 289,579 国県支出金 地方債 その他 一般財源	2 給料	22,487	一般職給 (5人)			
			3 職員手当等	13,016	扶養手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当 児童手当			
			4 共済費	7,603	公務災害補償基金負担金 市町村職員共済組合負担金			
			9 旅費	280	普通旅費			
			11 需用費	606	消耗品費 車両修繕料 車両燃料費			
			12 役員費	52	車両保険料 車検手数料 健康検査手数料			
			13 委託料	1,200	広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料			
			14 使用料及び賃借料	43	通行料			
			17 公有財産購入費	139,723	用地購入費			
			22 補償補填及び賠償金	117,540	樹木補償費			
			25 積立金	362	施設整備事業基金積立金 廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金			
							1,254	
							278	
							1,408	
							800	
							10	
							5,500	
							3,385	
							21	
							360	
							122	
							7,481	
							88	
							98	
							420	
				26				
				22				
				4				

3. 歳出

目	3 款 衛生費	1 項 清掃費			明	
		予 算 額	本年度の財源内訳	節		
				区 分		金 額
計	本年度 前年度 比較	302,912 907,644 -604,732	6,485 0 6,848 289,579			

(単位 千円)

目	4 款 予備費	1 項 予備費			明	
		予 算 額	本年度の財源内訳	節		
				区 分		金 額
1 予備費	本年度 前年度 比較	1,000 1,000 0	0 0 0 1,000		1,000	
計	本年度 前年度 比較	1,000 1,000 0	0 0 0 1,000			

(単位 千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	202	給与改定に伴う増加分	29	給与改定の状況 (前年度) 給与の改定率 0.11%
		昇給に伴う増加分	52	平均昇給率 0.19%
		その他の増減分	121	
職員手当	-35	制度改定に伴う増加分	283	勤勉手当 6月支給分 0.80月分 (旧0.75月分) 12月支給分 0.80月分 (旧0.75月分)
		その他の増減分	-318	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職
平成28年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	373,117
	平均給与月額 (円)	419,767
	平均年齢	47歳8月
平成27年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	356,520
	平均給与月額 (円)	393,984
	平均年齢	45歳7月

イ 初任給

区分	分	一般行政職	国の制度
高校卒		144,600	一般職 (高卒)
	大学卒	176,700	一般職 (大卒)

(級別の標準的な職務内容)

区分	一般行政職
7級	部長の職務又はこれに相当する職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務
5級	困難な業務を行う係長の職務又はこれに相当する職務
4級	係長の職務又はこれに相当する職務 困難な業務を行う主査の職務又はこれに相当する職務
3級	主査の職務又はこれに相当する職務
2級	主事の職務又はこれに相当する職務
1級	2級以上の職務を除く職員の職務

エ 昇級

		区分		一般行政職
		職員数	(A) (人)	7
本年度	昇給に係る職員数	(B) (人)		7
	号給数別内訳	4号給 (人)		7
	比率(B)/(A)	(%)		100.0%
前年度	職員数	(A) (人)		7
	昇給に係る職員数	(B) (人)		7
	号給数別内訳	4号給 (人)		7
		比率(B)/(A)	(%)	100.0%

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成28年 1月1日 現在	7級	1	14.3%
	6級	1	14.3%
	5級	3	42.9%
	4級	1	14.3%
	3級	1	14.3%
	2級		
	1級		
	計	7	100.0%
平成27年 1月1日 現在	7級	1	16.7%
	6級	1	16.7%
	5級	2	33.3%
	4級		
	3級	2	33.3%
	2級		
	1級		
	計	6	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.025	2.175	4.200	有	
前年度	1.975	2.125	4.100	有	
国の制度	2.025	2.175	4.200	有	

カ その他の手当

区分	国の制度 との異同	差異の内容	
		組合	国
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
通勤手当	異なる	交通用具使用者 通勤距離及び交通用具の種別に応じて支給 自動車 2,100円～55,000円 自動車以外の交通用具 1,500円～25,400円	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円

1 定議案第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を行うものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紀南環境広域施設組合情報公開条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合情報公開条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第39条」を「第38条の2—第39条」に改める。

第4章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第4章第4節中第38条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第38条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(紀南環境広域施設組合行政手続条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合行政手続条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20

号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。
- 2 組合の機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた組合の機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る組合の機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

1 定議案第 5 号

和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第81条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項に規定する機関の事務の委託をしたいので、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年 2 月 22 日 提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第 1 項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第 1 条 紀南環境広域施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第 1 項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第 2 条 紀南環境広域施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第 3 項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第 3 項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第 3 項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第 3 項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第 3 項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第 3 項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務（管理及び執行の方法）

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南環境広域施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南環境広域施設組合管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び紀南環境広域施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南環境広域施設組合管理者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。